

申請者	申請内容及び特例措置	担当部局	制度の現状及び根拠	基本的な意見	必要な措置	対応策等	その他	連絡先(担当者)
上士幌町・上士幌町教育委員会	<p>(申請内容) 上士幌高等学校においてアレルギー疾患等で就学に影響を及ぼしている高校生を道外から受け入れ、「療養と就学」を両立する機会を提供する。</p> <p>(1) 就学期間1年以上に限定し、人数を現行2学級(定員80名)の約30%(25名前後)を上限に実施する。</p> <p>(2) 単位制を導入し生徒個々に合わせた教育を行うとともに、特色ある科目を導入し地域に根ざす人材を育成する。</p> <p>(特例措置) (1) 道外に保護者が居住する生徒の就学(入学転編入学)の容認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の住所が道外にある場合でも、就学できるようにすること。 ・同校の入学者選抜募集要項等に「学校長が健康回復・増進を図る必要があると認めるとき」の掲載(例示)を認めること。 	教育庁	高等学校の全日制課程普通科への就学希望者が就学すべき高等学校はその保護者(就学希望者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。)の住所の存する地域を学区とする高等学校としている(北海道立高等学校通学区域規則第2条)。	C		<p>C【対応不可】 本道の通学区域については、本道の高校教育の普及とその機会均等を図ることを目的に制度化しており、道内に保護者が居住する生徒を対象としている。 したがって、本申請のように、道外からの生徒の受け入れを前提としたシステムを設けることは、本道における高校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本とした高校配置や道内生徒の就学に影響を及ぼすおそれがあることから、特例的な措置を設けることは困難である。</p> <p>なお、現行においても保護者が道外に居住する場合については、個々の生徒の事情を勘案しながら、個別かつ特例的に対応しているところである。</p> <p>また、農業科及び水産科を設置する高校においては、本道の自然環境等の特色を生かし、全国的に高水準の教育実践が行われており、道外から入学を希望する中学生もいることから、道内受検生の動向を踏まえ、「新たな高校教育に関する指針」においては、農業科及び水産科について、特例的に、道外から出願できるよう検討することとしているところである。</p>		<p>企画総務部 新しい高校づくり推進室参事 (高校配置) 高校配置G</p> <p>生涯学習部 学校教育局 高校教育課 指導G</p>

上記に対する上士幌町の意見

- 1 「25名を上限」という数値提示は、道外からの入学に関し「定員枠を設定しシステマ的に実施するもの」ではなく、道内に居住する生徒の入学を優先した上で、生徒募集定員内で余力があれば、学校長が「アレルギー疾患等」も含めた個々の生徒の事情を勘案しながら個別かつ特例的に対応した上で、道外に居住する生徒を受け入れる意味であり、道内生徒の就学に影響を及ぼす恐れはないものと考えておりますので、再検討をお願いいたします。
- 2 北海道においては、少子・高齢化の進展や地域活力の低下などを喫緊な課題として捉え、移住・定住の促進及び交流人口の増加を図るため、市町村等と連携を図りながら積極的な取り組みを推進しており、上士幌町においても、あらゆる年齢階層を対象とした地域活力の向上への取り組みとして、ヘルスツーリズムや都市と農村の対流・共生を図る二地域居住や移住促進など、イムノリゾート構想による特色あるまちづくりを積極的に推進しております。
 また、平成18年度道政執行方針を見ると「癒しや健康をテーマとした新たな観光の魅力づくり」が重点政策に位置付けられており、北海道が進めようとしている基幹産業である観光の魅力づくりは、まさに上士幌町が推進している「イムノリゾートの新3Kと位置付けている健康・環境・観光」の取り組みと合致しております。
 北海道教育庁におかれましては、教育行政という人材育成の重要な行政委員会として、北海道が当面している緊迫した政策課題への対応及び市町村と連携した地域の活性化・再生への支援という観点も踏まえ、再検討をお願いいたします。特に、一定期間内の実証実験（モデル事業）として実施できないか、再検討をお願いいたします。
- 3 「新たな高校教育に関する指針」の策定にあたり、高校教育推進検討会議の中で、職業学科のあり方において委員から道外生徒の受け入れを積極的に考えるべきとの意見があり、それを受けて農業科・漁業科においては、道外への生徒募集枠の設置が指針に反映されたと認識しています。
 この検討会議では、食糧生産基地である広い北海道で農業を学ばせるといふ例示した意見でありましたが、北海道が持っている「全国に誇れる自然環境や澄み切った空気など」他にはない地域資源・特性を活用するといふ意味では、今回のこの申請にある「都会での劣悪な環境が及ぼすアレルギーなどの健康への課題を持ちえた生徒に対する国家的課題の解消を図る」といふ目的は、農業と同様に北海道の役割であると認識しております。
 ついては、北海道の資源や特性を活かした特色ある教育を推進する全日制普通科高等学校についても、学校長が「アレルギー疾患等」も含めた個々の生徒の事情を勘案の上、道外からの出願を認めるという判断をお願いいたします。

	基本的な意見	対 応 策 等	そ の 他
再 検 討 の 結 果	C【特区として対応不可】 (校長において、現行も個別かつ特例的に対応)	<p>本道の通学区域については、本道の高校教育の普及とその機会均等を図ることを目的に制度化しており、原則として、道内に保護者が居住する生徒を対象としている。 本申請のように、アレルギー疾患等に起因する健康回復等の理由を特定して道外から生徒を募集することについては、他の地域においても同様の要件や他の要件による申請が可能となるなどの波及性があり、本道の高校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本とした高校配置計画の策定にも影響を及ぼすことから、特例的な措置を設けることは困難である。</p> <p>また、農業科及び水産科については、「新たな高校教育に関する指針」において、道外から出願できるよう検討することとしているが、これは当該学科が本道ならではの特色を生かした教育内容を有しており、こうした教育を受けることを希望する生徒の出願について、道内受検生の動向を踏まえた上で、限定的な取扱いとして検討しようとするものである。</p>	
	必要な措置	<p>なお、保護者が道外に居住する生徒については、現行においても、生徒が保護者と離れて当該市町村に転居する明確でやむを得ない理由があることなど、校長が個々の生徒の事情を勘案し、受け入れについて判断できる取扱いとしているところである。</p>	

上記に対する上士幌町の意見

本町はイムノリゾート構想の事業推進にあたり、アレルギー疾患等に悩む方々を中心とした移住・定住等を今後とも促進する予定であります。その過程等で、保護者が道外に居住する学生の同校への入学希望等があった場合、改めて相談させていただきますので、特段の対応をお願いいたします。

申請者	申請内容及び特例措置	担当部局	制度の現状及び根拠	基本的な意見	必要な措置	対応策等	その他	連絡先(担当者)
	<p>(2) 単位制の導入及び教職員加配措置を求める国への要望の実施</p> <p>単位制の導入等 1学年2学級の同校に単位制を導入すること。 教職員定数の加配措置について、国への提案・要望を検討するので、道からも国に要望願いたい。</p>		<p>(単位制の導入) 平成20年度以降の導入については、「新たな高校教育に関する指針」に基づき、検討することとしている。</p> <p>(単位制加配) 単位制加配については、単位制による教育に係る学級が1の学年当たり81人以上(3学級以上)であり、かつ、単位制による教育に係る開設科目の授業時数が文部科学大臣の定める授業時数を超える場合に措置される(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第3条第4項表4)。</p>	C		<p>C【対応不可】 単位制については、学習選択幅の拡大の観点から多様な選択科目を設定するものであり、その導入効果を得るためには少なくとも1学年3学級以上の生徒数が必要である。 また、多様な選択科目を設定することにより、教職員の加配措置が必要となるが、国において、単位制については1学年2学級以下の場合、加配措置の対象としていないため、道の負担を伴うこととする。</p> <p>道教委としては、「新たな高校教育に関する指針」に基づき、生徒の進路選択幅を広げるとともに、その導入効果などを踏まえ、各通学区域に単位制高校を設置することとしているが、本申請のような場合における単位制の導入は考えていない。</p>		<p>企画総務部 新しい高校づくり推進室参事 (高校配置) 高校配置G</p> <p>教職員局 給与課 定数管理G</p>
	<p>外部講師の導入 現行教職員定数外の外部講師の任用を行うこと。 経費の一部を負担すること(国への提案・要望[市町村費負担の道立高校の教職員任用]を含む)を検討するので、道からも国に要望願いたい。</p>		<p>(講師措置) 時間講師については、学級数規模に応じ、定数内教員数を減じて、時間講師を配分している。</p> <p>(経費負担) 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担することとされている(学校教育法第5条)。</p>	C		<p>C【対応不可】 時間講師については、定数内教員数の範囲内で措置していることから、現行以上の措置は難しいものとする。 なお、経費負担については、現行の学校教育法において設置者負担とされている趣旨を踏まえて対処すべきものとする。</p>		<p>企画総務部 教職員局 給与課 定数管理G</p>

上記に対する上士幌町の意見

単位制の導入等
上士幌町及び上士幌町教育委員会としては、上士幌高校のような小規模校においても、特色ある教育を推進していく必要があると考えているので、北海道教育庁においても、小規模校における特色ある教育の推進方法等について、再検討をお願いいたします。

	基本的な意見	対 応 策 等	そ の 他
再 検 討 の 結 果	C【特区として 対応不可】	道教委としては、「新たな高校教育に関する指針」に基づき、生徒の進路選択幅を広げるとともに、その導入効果などを踏まえ、各通学区域に単位制高校を設置することとしているが、単位制については、学習選択幅の拡大の観点から多様な選択科目を設定するものであり、少なくとも1学年3学級以上の生徒数が必要である。また、教職員の加配措置が必要となるが、道の負担を伴うこととなることから、本申請のような場合における単位制の導入は考えていない。	
	必要な措置	道教委では、これまで小規模校を含め高校の活性化を図るため、「高等学校学力アッププロジェクト」事業などによる確かな学力の育成、ボランティア活動や就業体験などの学校外の学修の単位認定、各教育局に配置している進路相談員による進路説明会や面接・電話相談などの施策を展開してきており、各学校においても、こうした施策を活用するなどして、それぞれの学校が特色ある学校づくりを進め、生徒にとって魅力あるものとなるよう努めている。	

上記に対する上士幌の意見
<p>単位制の導入等 (意見なし)</p> <p>外部講師の導入 過去の特区提案をみると、地方自治法第252条の17による職員派遣やそれによらない場合に「市町村の行政目的達成のために公益上の必要があると認められた場合は、北海道教育庁と町の協議より市町村負担が可能(現行法下)」との、文部科学省の見解があります。 については、現行の教職員に上乘せするかたちで時間講師を配置する際に、新たな道費負担が伴わないよう、町が職員として任用及び給与負担等を行い、道立上士幌高校に派遣(併任)するというかたちでの時間講師であれば、北海道教育庁としても協議のうえで活用が可能であるかどうか、見解を伺います。</p>

	基本的な意見	対 応 策 等	そ の 他
再 検 討 の 結 果	D【現行規定 により対応可 能】	市町村から道立学校への職員派遣についての文部科学省の見解では、市町村の行政目的達成のために公益上の必要があると認められた場合には、双方の協議により可能であるが、道教委としては基本的に道立高等学校に係る経費は、学校教育法第5条の設置者負担の原則の趣旨を踏まえ、学校の管理・運営についての責任を負うべきものが負担すべきであり、市町村の負担による派遣職員の受入については想定していないところである。	
	必要な措置		

上記に対する上士幌町の意見
<p>外部講師の導入 本町としては、同校と協議の上、平成20年度の外部講師の導入について検討したいと考えております。つきましては、具体化した時点で改めて相談させていただきますので、特段の対応をお願いいたします。</p>